

安全・安心をベースにする社会へ 安全・安心をベースにする社会へ

消費者行動ネットワーク代表世話人 高橋 正

■ 平和憲法をより高く

戦後 70 年目の昨年、私たちは大きな転換を強いられ「いつか来た道」をたどる危惧をいだかざるを得ないこととなった。多くの国民の危惧や反対にも関わらず安倍政府は、国際平和支援法を新たに制定し自衛隊法や PKO 協立法はじめ合わせて 10 の法を改定したいわゆる安全保障関連法（安保法制）を成立させ、集団的自衛権を行使できる道を開いた。明らかに憲法の精神に反し、憲法 9 条の解釈改憲と言わざるを得ない。昨年 6 月の衆議院憲法審査会では、招かれた自民党推薦も含む 3 人の憲法学者はこぞって安保法案を違憲であると表明している。

国連憲章は武力による威嚇または武力の行使を一般的に禁止している（2 条 4 項）が、加盟国に「武力攻撃が発生した場合には、安全保障理事会が国際的平和および安全の維持に必要な措置をとるまでの間、個別的あるいは集団的自衛の固有の権利」を行使することを認めている（51 条）。

しかし、日本の政府は 1972 年に集団的自衛権は許されないと解釈し、歴代政府はそれを保持してきた。それは①憲法のもと自衛権を有する。②必要最小限の範囲に限定する。③集団的自衛権の行使は許されない。というものである

安倍政府は①②は継承しながら③を「安全保障環境の変化で、限定的な集団的自衛権の行使は許される」と変えた。首相は「基本的な論理は変えずに解釈を変更した。憲法の範囲内だ」と強弁している。

集団的自衛権による武力行使の要件には「日本と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、日本の存立が脅かされ、国民の生命、自由、幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある」こととあるが、政府の判断によっては「密接な関係にある他国」の戦いに協力させられる危険もある。

今年には憲法発布 70 年目にあたる。「政府の行為によって、再び戦争の惨禍が起こるようなことのないようにする」（憲法前文）ために、また憲法第 9 条の持つ人類普遍の価値をより明らかにし安保法制を廃棄することは今を生きる者の責務である。

■ 地球を温暖化からまもる

昨年末パリで開催された気候枠組み条約締約国の会議 COP21 は参加 196 カ国の合意を得てパリ協定の成立を見た。

主な内容は○地球の気温を産業革命前に比して 2 度未満に抑えることを目標とし、さらに 1.5 度以下に抑える努力を継続すること。○世界全体の温室効果ガス排出量を生態系が吸収できる範囲内に収めること。○この目標を確実にするために 2020 年以降 5 年ごとに目標を見直すことなどである。

IPPC（国連気候変動に関する政府間パネル）の排出削減に関する報告書（2014 年）に依れば 2 度未満に抑えるには温暖化ガス排出量を 2050 年に 2010 年比で 40～70%減らす必要がある。

我が国は、2020 年に 2013 年度比で 26%削減するという目標を発表した。これは 1990 年度比では 18%の削減に過ぎず、しかも今まで削減努力を怠ってきたため、他国に比して低いものであり、国際的に厳しい評価を受ける可能性はかなり高い。

COP21 では○核燃料サイクルは再処理やプルサーマルを推進すること並びに○もんじゅは徹底的な改革を行い、研究計画に示された成果の取りまとめを目指すことを我が国は約束している。しかしこの二つは現時点で実行不可能なことがほぼ確定していることである。

温室効果ガスの削減も手の抜けられない大きな仕事である。

注意せねばならぬことは、温室効果ガス削減の困難を理由に、政府や産業界などが原発への依存を高める方向に動くことである。

■ 原発から再生可能エネルギーへ

九州電力の川内原発1号機が昨年8月11日に再稼働され、14日には発送電が開始された。続いて2号機が10月に再稼働された。関西電力12月25日に高浜3号機に燃料入れ作業を始め、1月末に、4号機は2月下旬に再稼働の予定になっている。全機が発電休止していた原発が、ここに来て政府のエネルギー基本計画（2014年4月）（原発を「重要なベースロード電源」と位置づけ、原子力規制委員会が規制基準に適合すると認めた場合、その判断を尊重し原発の再稼働を認める）に沿って稼働に向けて動き出したといえる

高浜原発3、4号機の再稼働は、新規規制基準の安全性の評価が裁判官によって分かれ、4月の判決は再稼働禁止の仮処分がでたが、12月の再審で仮処分取り消しの判決が出るという経過を経た結果のものである。安全性の評価はその時の科学的知見に基づいてなされるが、そこには当然限界が伴い想定外のことが起こりうる。起こりうる危険を保険することで済む事柄もある。しかし、原発事故についてはべつである。取り返しや補填不可能な悲惨な損失を超長期にわたって広範囲にもたらす。

ドイツ政府は、福島原発事故が発生したのを受けて、原発政策を機敏かつ全面的に変更する政策にシフトした。○2020年までに全原発を停止する○17基の原発のうち8基は直ちにグリッドを除去する○全原発にストレス制御テストを実施する○4基はメンテナンスのため稼働する○再生可能エネルギーへ転換を目指す という概要である。

我が国は、このような転換を選ばず、事故処理に巨額な資金と労働力をつぎ込んできた。そして5年になる。福島第一原発の処理作業はやっと建屋上部の鉄骨の除去に入り、使用済み燃料プールからの燃料棒の取り出しに掛かるのは5年後になる見通しとのこと。護岸から地下汚染水が染み出るのを防ぐ「海側遮水壁」は昨年10月に完成したが、地下水の流入を防ぐための「凍土遮水壁」は未だ完成せず、その効果も不明である。福島原発の処理は先が全く見えないのが実情だ。

震災関連死者は5年たった今も跡を絶たない。

復興庁の統計では昨年9月末現在で総数3,407人。福島県1,979人、宮城県918人、岩手県455人となっている。90%近くが高齢者である。

住居周辺土壌の除染が済んでも周辺の山林や里山が除染されなければ生活はできない。事故前のような地域に戻すことは不可能に近い。

5年たちややもすると市民の関心は薄れがちになる。放射線汚染地域の実情を訴え、原発を無くす世論を高めること、これも喫緊の問題であり、今を生きる者の未来への責任である。

■ 格差社会から福祉社会へ

安倍政権はアベノミクスの第二ステージとして第二の三本の矢とその的を持ち出した。

第一の矢：希望を生み出す強い経済 的：「名目GDP600兆円」の実現に向けた緊急対策。第二の矢：夢をつむぐ子育て支援 的：「希望出生率1.8」に直結する緊急対策。第三の矢：安心につながる社会保障 的：「介護離職ゼロ」に直結する緊急対策。これらの対策を通じて「一億総活躍社会」築くことを目的としている。

一億総活躍社会のベースは現在の社会である。我が国の世帯間所得格差は1980年代以降拡大傾向にある。高齢者世帯の割合が高くなれば当然社会全体の所得格差が広がる。より深刻なのは働く世帯の間の所得格差の広がりである。これには雇用構造が関わっている。2014年では総労働者のうち非正規労働者のしめる割合は約37%になる。正規労働者との収入格差とこの高い非正規労働者比率が社会全体の所得格差を広げている。しかも非正規労働者のうち正規を望みながらやむを得ず非正規で働く本意非正規労働者が20%近くもいる。

また低所得の母子家庭、父子家庭などの子供は貧困の連鎖から容易に抜け出ることができないという状況に置かれている。このような状況下で放たれる新三本の矢は所得格差の是正的的を狙はねばならず、一億総活躍社会は平等化を志向する社会にならざるを得ないことになる。第二ステージのアベノミクスそれを意図しているか否かはともかくより平等ですべての人々が生き生きと活動する社会の出現を期待したいし、そうなるように力を注ぎたいものである。